

品川区土地開発公社運用資金の貸付に関する要綱

制定 昭和 63 年 12 月 要綱第 4 5 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、品川区土地開発公社（以下「公社」という。）が品川区（以下「区」という。）の依頼に基づいて取得した公共用地、公用地等を処分するまでの間、公社が一時的に必要とする償還元金およびその利子相当額を公社運用資金（以下「資金」という。）として公社に貸し付けることについて、必要な事項を定めるものとする。

(資金の貸付)

第 2 条 区は、公社に対し、その資金貸付申請に基づき、予算の範囲内において資金を貸し付けるものとし、貸付条件は次の各号のとおりとする。

- (1) 貸付期間 貸付日から 10 年以内とする。
- (2) 償還方法 貸付額を 10 年以内に一括または分割して償還するものとする。
- (3) 償還利子 無利子とする。

2 品川区長（以下「区長」という。）は、公社が資金の貸付目的に従い、その適正な管理運用に努めるよう指導するものとする。

(契約の締結)

第 3 条 区長は、公社に資金の貸付けを行うときは、品川区土地開発公社運用資金貸付契約書により契約を締結するものとする。

(決定の通知)

第 4 条 区長は、資金の貸付けを決定したときは、品川区土地開発公社運用資金貸付決定書により公社に通知するものとする。

(貸付金の請求)

第 5 条 公社は、第 3 条に規定する契約を締結した後、速やかに貸付金請求書を区長に提出しなければならない。

(貸付金の返還)

第 6 条 公社は、解散または事業を中止したときは、貸付金の全部または一部を返還するものとする。

(様式)

第7条 この要綱の施行について必要な様式は、別記のとおりとする。

付 則

この要綱は、昭和63年12月12日から施行する。